

柏崎市省エネエアコン普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格の高騰及び電力需給逼迫回避に向け、省エネルギー性能の高いエアコンの導入を支援し、買換えを促進することを目的として、個人が省エネルギー性能の高いエアコンを購入する経費に対して、予算の範囲内で柏崎市省エネエアコン普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネエアコンとは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく省エネ基準達成率が、目標年度2027年度における100%以上で、かつ、住宅に固定して設置するエアコンをいう。
- (2) 市内店舗とは、省エネエアコンを販売する事業者が柏崎市内に有する小売店舗をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、補助金申請日時点で柏崎市（以下「本市」という。）に住民登録がある世帯主であって、市税を滞納していない者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象者が補助金申請日時点で居住する住宅において既設のエアコンから省エネエアコン（市内店舗で購入されたものに限る。）へ買換えを行う事業とし、一補助対象者当たり1台までとする。

- 2 補助対象事業に対して国及び自治体（本市を含む）の他の助成金又は補助金との併用はできないものとする。

(補助金の交付額)

第5条 この補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、その基準は別表のとおりとする。

- 2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、

当該端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、省エネエアコン普及促進事業補助金交付申請書兼誓約書(別記第1号様式)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、令和7年5月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所、氏名及び生年月日が確認できる書類
- (2) 補助対象事業に要する経費が分かる書類
- (3) 省エネエアコンの省エネ基準達成率が分かる書類
- (4) 申請者の市税完納証明書
- (5) 申請者が世帯主であることが分かる住民票
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項第4号及び第5号に規定する書類の提出については、申請者が次に掲げる事項について同意した場合は省略できるものとする。

- (1) 本市が申請者の住民基本台帳の調査を行うこと。
- (2) 本市が申請者の市税納税状況の調査を行うこと。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金を交付する場合は、省エネエアコン普及促進事業補助金交付決定通知書(別記第2-1号様式)に必要な条件を付して当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金を交付しない場合は、省エネエアコン普及促進事業補助金不交付決定通知書(別記第2-2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(事前着手の禁止)

第8条 申請者は、前条第2項に規定する通知書が交付される日より前に、補助対象事業に着手してはならない。

(事業内容の変更)

第9条 第7条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、補助対象事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、省エネエアコン普及促進事業補助金変更交付申請

書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更を証明する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の変更が適当であると認めるときは、これを承認し、その旨を省エネエアコン普及促進事業補助金変更交付決定通知書（別記第4号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助対象事業の廃止）

第10条 交付決定者が、補助対象事業を廃止しようとするときは、その旨を書面により市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助対象事業を完了させ、省エネエアコン普及促進事業補助金実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、令和7年6月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る支払いを証する書類
- (2) 振込先口座が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（確定通知）

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の交付額を確定し、省エネエアコン普及促進事業補助金交付額確定通知書（別記第6号様式）により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第2項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第7条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるほか、この要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合に

において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に省エネエアコン普及促進事業補助金交付決定取消し及び返還通知書（別記第7号様式）により、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（財産処分の制限等）

第15条 交付決定者は、補助対象事業により取得した設備等（以下「補助対象設備」という。）を処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間をいう。）において、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 交付決定者は、処分制限期間内に補助対象設備を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄するときは、その旨を書面により市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（その他）

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年3月7日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和7年8月29日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

購入先店舗	柏崎市内に本社を有する 市内店舗	柏崎市内に本社を有しない 市内店舗
補助対象経費	本体購入費	本体購入費
補助率	補助対象経費の1/2以内	補助対象経費の1/3以内
補助限度額	80,000円	50,000円
補助対象外経費	消費税及び地方消費税、撤去及び設置に係る経費、 既設のエアコンの処分費	

備考

1 本体購入費に値引きがされている場合は、値引き後の額を本体購入費と

する。

- 2 値引きが本体購入費に対するものか不明な場合は、本体購入費の値引きとみなす。